

令和3年12月20日

朝倉市長 林裕二様

公益社団法人 甘木朝倉法人会
会長 阿部 達彦

令和4年度税制改正要望事項

項目	課題
消費税の軽減税率等について	<p>令和元年10月に消費税率の引き上げと同時に導入された軽減税率制度については、事業者の事務負担も大きいことから、今後低所得者対策の効果等も見極めながら、制度の存続を検討していくべきである。</p> <p>また、事業者の事務負担を考慮すれば、令和5年10月に導入される予定の「適格請求書保存方式」（インボイス方式）は中小企業にとっては大きな事務負担を強いることとなるため見直し、現行の「区分記載請求書保存方式」を維持する。</p>
コロナ禍と財政健全化	<p>令和2年度から3年度にかけては、コロナ禍に対応するためには、巨額の財政支出がおこなわれ、その財源は国債発行により賄われている。結果として、プライマリーバランスの均衡化への道筋が不透明になっている。</p> <p>経済の活性化も重要ではあるが、徹底的な行政改革をおこなうとともに、税制の大幅な見直し等により、早期のプライマリーバランスの均衡化への道筋を明確化すべきである。</p>
中小企業に関連する税制	<p>法人税における中小企業の軽減税率（現行15%）については、現行の税率を恒久化すべきである。それとともに現在の所得金額の上限である800万円を1,600万円程度に引き上げることが望ましい。</p> <p>中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（現行300万円）を撤廃すべきである。</p>
法人税	役員給与について、原則損金不算入としている法人税法第34条を改正し、原則損金算入とすること。

	<p>適用額明細書については、実際に他の別表を添付していることから、二重の事務負担が生じている。事務負担の観点から廃止すべきである。</p> <p>電話加入権については、すでに実体的価値がないため、損金算入を認めるべきである。</p> <p>法人税、法人住民税、事業税、消費税等につき、事務負担等も考慮し、申告期限を現行の決算日より 2 ヶ月以内から、3 ヶ月以内へと延長すべきである。</p>
所得税	<p>各種控除制度については、非常に複雑化しており、時代に合った形での見直しが望ましい。</p>
相続税・贈与税	<p>平成 27 年度税制改正により基礎控除額が引き下げられたことから、税負担が増している。従前程度まで基礎控除を引き上げるべきである。また、相続税の申告期限（現行は 10 ヶ月以内）を 1 年程度に延長すべきである。</p> <p>贈与税の基礎控除額（現行年 110 万円）については、引き上げることが望ましい。</p>
印紙税	<p>近年の商取引においては、電子を媒体とするなど、様々な取引形態が生じており、紙の文書に貼付する印紙については、廃止すべきである。</p>
地方税関係	<p>事業所税については、都市部の納税者の大きな負担となっており、自社所有物件であれば、固定資産税との二重課税になることから、税目 자체を廃止すべきである。</p> <p>償却資産に係る固定資産税については、納税者の事務負担の観点等から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を中小企業の少額減価償却資産（30 万円）まで拡大すること。また、賦課期日を現在の毎年 1 月 1 日から、法人については各法人の事業年度末日に合わせることが望ましい。</p> <p>家屋の評価については、経過年数に応じた経年減価を加味した方法によるべきである。</p>
事業承継税制	<p>事業承継税制を一層拡充し、事業承継を前提として事業用資産を一般資産と切り離し、相続税の課税を軽減若しくは免除する制</p>

	<p>度を導入すること。</p> <p>また、「納税猶予」ではなく、「免除」とする。</p> <p>中小企業の株式等は市場価値や換金性がないため、取引相場のない株式の評価を全体的に見直すこと。</p>
その他	<p>将来を担う世代の納税意識の確立や税知識の普及のためにも、租税教育を充実・強化することが望まれる。</p>

以上

令和3年12月20日

朝倉市議会 議長 半田雄三様

公益社団法人 甘木朝倉法人会
会長 阿部 達彦

令和4年度税制改正要望事項

項目	課題
消費税の軽減税率等について	<p>令和元年10月に消費税率の引き上げと同時に導入された軽減税率制度については、事業者の事務負担も大きいことから、今後低所得者対策の効果等も見極めながら、制度の存続を検討していくべきである。</p> <p>また、事業者の事務負担を考慮すれば、令和5年10月に導入される予定の「適格請求書保存方式」（インボイス方式）は中小企業にとっては大きな事務負担を強いることとなるため見直し、現行の「区分記載請求書保存方式」を維持する。</p>
コロナ禍と財政健全化	<p>令和2年度から3年度にかけては、コロナ禍に対応するために、巨額の財政支出がおこなわれ、その財源は国債発行により賄われている。結果として、プライマリーバランスの均衡化への道筋が不透明になっている。</p> <p>経済の活性化も重要ではあるが、徹底的な行政改革をおこなうとともに、税制の大幅な見直し等により、早期のプライマリーバランスの均衡化への道筋を明確化すべきである。</p>
中小企業に関連する税制	<p>法人税における中小企業の軽減税率（現行15%）については、現行の税率を恒久化すべきである。それとともに現在の所得金額の上限である800万円を1,600万円程度に引き上げることが望ましい。</p> <p>中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（現行300万円）を撤廃すべきである。</p>
法人税	役員給与について、原則損金不算入としている法人税法第34

	<p>条を改正し、原則損金算入とすること。</p> <p>適用額明細書については、実際に他の別表を添付していることから、二重の事務負担が生じている。事務負担の観点から廃止すべきである。</p> <p>電話加入権については、すでに実体的価値がないため、損金算入を認めるべきである。</p> <p>法人税、法人住民税、事業税、消費税等につき、事務負担等も考慮し、申告期限を現行の決算日より 2 ヶ月以内から、3 ヶ月以内へと延長すべきである。</p>
所得税	<p>各種控除制度については、非常に複雑化しており、時代に合った形での見直しが望ましい。</p>
相続税・贈与税	<p>平成 27 年度税制改正により基礎控除額が引き下げられたことから、税負担が増している。従前程度まで基礎控除を引き上げるべきである。また、相続税の申告期限（現行は 10 ヶ月以内）を 1 年程度に延長すべきである。</p> <p>贈与税の基礎控除額（現行年 110 万円）については、引き上げることが望ましい。</p>
印紙税	<p>近年の商取引においては、電子を媒体とするなど、様々な取引形態が生じており、紙の文書に貼付する印紙については、廃止すべきである。</p>
地方税関係	<p>事業所税については、都市部の納税者の大きな負担となっており、自社所有物件であれば、固定資産税との二重課税になることから、税目 자체を廃止すべきである。</p> <p>償却資産に係る固定資産税については、納税者の事務負担の観点等から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を中小企業の少額減価償却資産（30 万円）まで拡大すること。また、賦課期日を現在の毎年 1 月 1 日から、法人については各法人の事業年度末日に合わせることが望ましい。</p> <p>家屋の評価については、経過年数に応じた経年減価を加味した方法によるべきである。</p>
事業承継税制	事業承継税制を一層拡充し、事業承継を前提として事業用資産

	<p>を一般資産と切り離し、相続税の課税を軽減若しくは免除する制度を導入すること。</p> <p>また、「納税猶予」ではなく、「免除」とする。</p> <p>中小企業の株式等は市場価値や換金性がないため、取引相場のない株式の評価を全体的に見直すこと。</p> <p>将来を担う世代の納税意識の確立や税知識の普及のためにも、租税教育を充実・強化することが望まれる。</p>
その他	

以上